

## 第1回 大和郡山市地域公共交通会議

日時 平成19年9月21日(金)  
午後1時30分 ~  
場所 200会議室

1 開 会

2 市長挨拶

3 委員紹介

4 議 題

(1) 設立の趣旨について

(2) 本市コミュニティバスの現状と今後の進展について

5 その他

6 閉 会

## 大和郡山市地域公共交通会議 概要

### 【設置目的】

近年、マイカー等の普及により公共交通の利用者は減少傾向にあり、また一方では少子高齢化の進行・交通空白地域の出現等による交通弱者の移動手段確保など地域公共交通にかかる課題は山積しており、総合的な検討が必要となっています。

このような社会情勢の中、地域の多様なニーズに対応できるよう平成18年に道路運送法が改正され、コミュニティバスなどの新たな輸送サービスが、安全・安心を前提に提供できるようになりました。

そこで、大和郡山市といたしましても、本市の現状（公共交通事情等）を正確に把握し、地域のニーズに応じた市民生活に必要な交通手段の確保、その他利用者の利便性の促進、地域の実情に即した輸送サービスの実現等に必要となる事項について協議及び審議していく目的で「大和郡山市地域公共交通会議」を設置いたしました。

### 【主宰者】

大和郡山市長

### 【構成員】

大和郡山市、住民及び利用者代表者

社団法人奈良県バス協会及び奈良県タクシー協会

一般旅客自動車運送事業者、一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者

近畿運輸局奈良運輸支局長、一般旅客自動車運送事業に係る労働組合の代表者

奈良県企画部観光交流局長、郡山土木事務所長、郡山警察署長

### 【具体的な協議内容】

- ・ 地域公共交通の充実に向けた方針や方策の審議
- ・ コミュニティバス（巡回バス、シャトルバスなど）や市営有償運送（市営バスなど）の運行協議（必要性、運行形態、サービス水準、路線、運賃）
- ・ 路線バスの休止及び廃止等の協議（代替手段の検討など）
- ・ その他地域公共交通に関して必要な事項を協議

### 【根拠法令】

- ・ 道路運送法（昭和26年法律第183号）及び道路運送法施行規則
- ・ 奈良県生活交通対策連絡協議会設置要綱
- ・ 大和郡山市地域公共交通会議設置要綱

## 大和郡山市地域公共交通会議設置要綱

### (目的)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)及び道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)の規定に基づき、大和郡山市における住民の生活に必要な輸送の確保及び公共交通の利便性の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、大和郡山市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2条 交通会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 市における公共交通のあり方に関する事項
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (3) 市が運営する有償運送の必要性及び利用者から収受する対価に関する事項
- (4) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

### (構成員)

第3条 交通会議は、委員15名以内をもって構成するものとする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 一般貸切(乗用)旅客自動車運送事業者
- (4) 社団法人奈良県バス協会及び奈良県タクシー協会
- (5) 地域住民の代表者又は輸送サービスの利用者で市長が認める者
- (6) 奈良運輸支局長
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (8) 奈良県企画部観光交流局長
- (9) 郡山土木事務所長
- (10) 郡山警察署長

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、役職により交通会議の委員となっている委員がその役職を退いたときは、委員の職を辞任したものとみなす。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 交通会議に会長を置き、市長又はその指名する者を充てる。

2 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(交通会議の運営)

第6条 交通会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 交通会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 交通会議の議事は、出席委員の過半数をもって可決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会議は原則として公開とする。

(庶務)

第7条 交通会議の庶務は、企画政策部企画政策課において処理する。

(報酬)

第8条 委員の報酬は、これを支給しない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮り定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成19年9月21日から施行する。

## 根拠法令

道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）抜粋

（法第九条第四項の合意しているとき）

第九条の二 法第九条第四項の合意しているときとは、同項の届出に係る運賃等について地域公共交通会議（地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般乗合旅客自動車運送事業及び第四十九条第一号に規定する市町村運営有償運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）又は都道府県知事が主宰する会議をいう。以下同じ。）において協議が調っているときとする。

（地域公共交通会議の構成員）

第九条の三 地域公共交通会議は、次に掲げる者により構成するものとする。

- 一 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長
  - 二 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
  - 三 住民又は旅客
  - 四 地方運輸局長
  - 五 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- 2 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、地域公共交通会議に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。
- 一 路線を定めて行う一般乗合旅客自動車運送事業又は第四十九条第一号に規定する市町村運営有償運送について協議を行う場合には、次に掲げる者
    - イ 道路管理者
    - ロ 都道府県警察
  - 二 学識経験を有する者その他の地域公共交通会議の運営上必要と認められる者

奈良県生活交通対策連絡協議会設置要綱 抜粋

（地域公共交通会議）

第七条 一又は複数の市町村の主宰により設置される道路運送法施行規則第九条の二に規定する地域公共交通会議については、地域協議会へ設置の届け出を行った場合、地域協議会の分科会とする。

## 地域バス交通活性化事業イメージ図（別添）

地域バス交通活性化事業実施要領（国自旅第275号平成19年3月12日）抜粋

### 2. 補助事業の採択

- (1) 実証運行事業及び施設等整備事業において補助を行うものについては、以下の事項すべてに適合するものであること。なお、実証運行事業の補助対象期間は、運行開始から2カ年を限度とする。

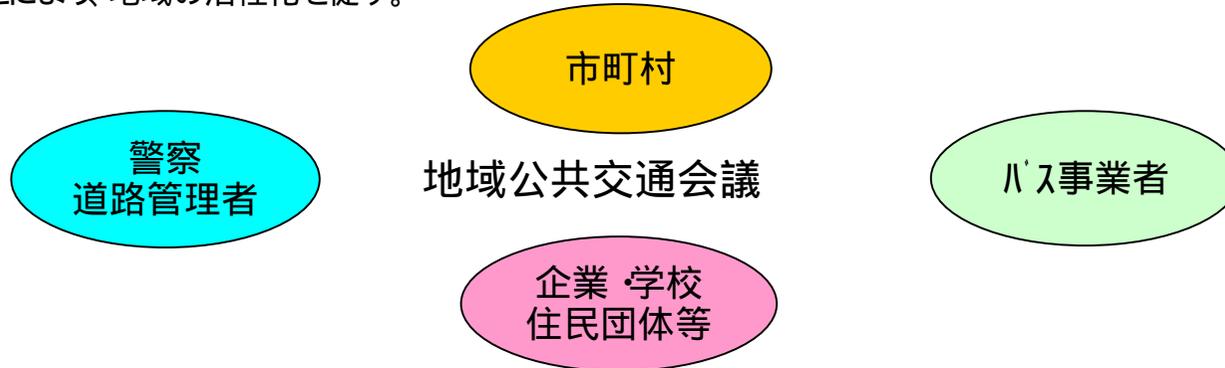
道路運送法の規定に基づき設置した地域公共交通会議(これに準ずるものを含む)において、地域の実情に応じたバス交通の実現を図る事業として合意が得られていること。

交通空白地域又は交通不便地域を運行するものであること。

原則として、既存のバス路線と競合しないこと。ただし、特段の事由により既存バス路線と一部競合する区間が生じる場合には、関係者間の調整が図られているものであること。また、必要に応じ、乗り継ぎ可能なダイヤ設定になっていること。

# 地域バス交通活性化事業」

交通空白地域や交通不便地域等においての地域の多様なニーズに応じたバス交通を実現し、地域住民の移動の機会を確保することにより、地域の活性化を促す。



## 調査

- ・地域住民、企業、学校等から日常の移動実態・ニーズの把握
- ・最適なバス交通の選択(コミュニティバス、プティバス等)
- ・導入車両、運行系統、運行ダイヤ、運賃の設定

## 実証運行

- ・実証運行(地域住民への周知、利用促進を含む)
- ・より最適な運行系統、運行ダイヤ等への見直し

## 設備整備

- ・バス車両、車載機(運賃表示機)等の導入

## 国の支援

地域公共交通会議等において地域の実情に即したバス交通のあり方を協議し、その導入に必要な以下の事業に対し補助。

調査(補助対象経費の1/2)

実証運行(1件あたり1千万円(補助対象経費の1/2を上限))

設備等整備

バス停等(補助対象経費の1/4)

バス車両(通常車両価格との差額の1/2)

地域活力再生のため、地域の実情に応じたバス交通を実現